

Mr.Samurai 3D ご利用規約

第1条（総則）

本利用規約(以下、「本規約」という。)は、お客様(以下、「甲」という。)が株式会社シーティーエス（以下、「乙」という。）が開発したアプリケーションソフト「Mr.Samurai 3D」を利用（以下「本サービス」という。）するにあたり、乙が別途定めるサブスクリプション契約条項(以下、「契約条項」という。)に基づき、甲乙間の権利義務関係を定めるとともに、本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されます。

第2条（登録）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり本規約を遵守することに同意し、かつ乙の定める一定の情報（以下、「登録情報」という。）を乙の定める方法で乙に提供することにより、乙に対し、本サービスの利用を申請することができます。
2. 乙は、前項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると乙が判断した場合
 - (2) 乙に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本サービスの利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 乙が別途定める契約条項における反社会的勢力に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (5) その他、乙が登録を適当でないと判断した場合
3. 乙は前項の他、契約条項の内容に基づき、甲の登録の可否を判断し、乙が甲の登録を認める場合にはその旨を甲に通知します。当該通知により登録が完了し、これをもって、利用契約が甲乙間に成立します。

第3条（料金、支払方法）

本サービスの利用料金及び支払方法は、約款及び契約条項で定めた通りとします。

第4条（本サービスの内容）

1. 乙は、契約期間中、甲に対し、本サービスが最適な状態で使用できる環境を保持し、本サービスを使用するにあたっての技術上のアドバイスを行う。
2. 乙は、本サービスが最適な状態で使用できる環境の保持、本サービスの機能上の不備の修正及び本サービスの新機能を付与するため、アップデート版を提供する。
3. 前項のアップデート版については、本サービスに附帯する機能によって頒布する。
4. 甲が乙に対し、本サービスを使用するにあたっての技術上のアドバイスを求めたときは、乙は、速やかに応じるよう努めなければならない。
5. 乙は、本サービスに関し、その全部または一部について第三者に再委託できる。乙は、再委託先に対し、本契約に基づく自己の義務と同内容の義務を負わせるものとし、再委託先の行為に関して、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら本サービ

スを実施した場合と同様の責任を負う。

第5条（本サービスの権利関係）

1. 甲は、乙から本サービスの使用にかかる利用を許諾されたものであり、その余の本サービスに関する著作権、その他無体財産権を含む全ての権利（本サービスの開発に伴い、使用されている第三者が有する無体財産権を除く）について乙に留保されていることを確認する。
2. 前項の規定は、本サービスの前条2項に基づくアップデートにより新たに付与された機能についても及ぶ。
3. 甲は、本サービス（アップデートされた機能の部分を含む、以下同じ。）の複製、第三者への使用、その他前項の権利を侵害する行為をしてはならない。
4. 甲は、本サービスがプリインストールされたハードウェアを第三者に譲渡、賃貸、担保の供与その他本サービスを甲以外の第三者が使用できる状態で引き渡してはならない。

第6条（本サービスの使用にかかる情報の提供）

1. 甲は、乙が本サービスの機能向上のため、本サービスの使用状況について、情報の開示を求めたときは、可能な限り協力する。
2. 前項の場合、乙は、甲の営業秘密をみだりに害することのないよう努める。

第7条（損害賠償の制限）

1. 甲は、乙に対し、下記の事由に該当する場合を除き、損害賠償請求を行うことができない。
 - (1) 本サービスの使用に起因する損害の発生に関し、甲が本サービスウェアを通常の用途に従って使用しており、甲の責めに帰すべき事由がないこと
 - (2) 本サービスの使用不能の原因がプリインストールしたハードウェア、通信環境、セキュリティの確保等、その他本サービス以外の利用環境に起因するものではないこと
 - (3) 本サービスについて、アップデートにより最新状態が保持されていること
 - (4) 本サービスの使用できなくなったことに起因する損害に関し、その原因が乙の責めに帰すべき事由によるものであることが明らかなこと
 - (5) その他本契約に違反する事由がないこと
2. 本サービスに関し、甲が前項の規定に基づき、乙に対し損害賠償ができるとき、甲が乙に請求できる損害賠償の範囲は、相手方の責めに記すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限られ、間接損害、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害、逸失利益等の特別損害は含まれない。
3. 甲及び乙は、前項の損害賠償額につき、甲が乙に対し本契約に基づき支払った料金を上限とすることに合意する。
4. 本条の定めは、債務不履行、瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他、請求の原因を問わず、全ての損害賠償に関し適用される。
5. データのバックアップについては甲の責任において行い、本サービスの提供に起因

するデータの喪失について乙は一切の責任を負わない。

第8条（登録取消等）

1. 乙は、甲が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該甲について本サービスの利用を一時的に停止し、又は甲としての登録を取り消すことができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 乙、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
 - (5) 3ヶ月以上本サービスの利用がなく、乙からの連絡に対して応答がない場合
 - (6) 乙が別途定める契約条項における債務不履行に係る条項のいずれかに該当する場合
 - (7) その他、乙が甲としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、甲は乙に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに乙に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 乙及び甲は、それぞれ7日前までに乙所定の方法で相手方に通知することにより、甲の登録を取り消すことができます。
4. 乙は本条に基づき乙が行った行為により甲に生じた損害について一切の責任を負いません。
5. 本条に基づき甲の登録が取り消された場合、甲は、乙の指示に基づき、乙から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第9条（保証の否認及び免責）

1. 甲は、甲自身の自己責任において本サービスを利用するものとし、乙は、甲が本サービスを利用して行った一切の行為、その結果について責任を負いません。
2. 甲は、本サービスを利用することが、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、乙は、甲による本サービスの利用が、甲に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 本サービスに関連して甲と甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、甲の責任において処理及び解決するものとし、乙はかかる事項について一切責任を負いません。
4. 乙は、本サービスに関連して甲が被った損害について、賠償する責任を一切負わないものとし、また、消費者契約法の適用その他の理由により、乙が甲に対して損害賠償を負う場合においても、乙の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間の期間に甲から現実に受領した本サービスの利用料金の総額

を上限とします。

5. 以下のいずれかの事由に起因し又は関連して甲に発生する第三者とのトラブル及び損害等に関し、乙は一切の責任を負わないものとし、甲は甲の負担と責任において対応するものとし、

- (1) 甲が本サービスを利用して行うデータ通信
- (2) 甲が本サービスを利用して行うデータ通信によるウイルス感染
- (3) 乙の責に帰すべき事由によらない、乙の本サービス提供用コンピューター・システムに対する第三者による干渉により発生した各種現象
- (4) 本サービス利用時の混雑、通信回線の混雑、甲ご利用のハードウェア及びソフトウェアその他の事情により発生した本サービス利用上の不具合
- (5) 本サービスと外部サービスの連携利用の際に、外部サービスに起因又は関連して発生した本サービス提供上の不具合
- (6) 天災・火災・騒乱等その他の不可抗力及び通信事業者又はインターネットプロバイダの通信回線の故障その他、乙の責に帰すべき事由によらない事由により発生した本サービス提供上の不具合
- (7) 甲が利用している外部ストレージサービスに保存されているあらゆるデータの保全

6. 甲による本サービスの利用又は利用不能に関連して乙に生じる甲に対する責任は、本規約に明示的に定めるものに限られるものとし、その他一切の責任を甲に対し乙は負わないものとし、また、いかなる場合においても乙の甲への損害賠償義務は 1 ヶ月間の本サービスについて甲から支払われるべき利用料金の範囲内、お申込みが年間契約の場合には利用料金の 12 分の 1 の金額の範囲内とします。

第 10 条（甲の賠償等の責任）

1. 甲は、本規約に違反することにより、又は本サービスの利用に関連して乙に損害を与えた場合、乙に対してその損害を賠償しなければなりません。
2. 甲が、本サービスに関連して甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を乙に通知するとともに、甲の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、乙からの要請に基づき、その経過及び結果を乙に報告するものとし、
3. 甲による本サービスの利用に関連して、乙が、甲以外のお客様、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、甲は当該請求に基づき乙が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第 11 条（規約内容の変更）

本規約の内容について、変更が一般の利益に適合する場合、又は変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容が相当であるなど、その他変更に係る事情に照らして合理的である場合には予告なく変更することができるものとし、

第 12 条（連絡・通知）

本サービスに関する問い合わせその他甲から乙に対する連絡又は通知、及び本規約の変

更に関する通知その他乙から甲に対する連絡又は通知は、乙の定める方法で行うものとします。

第 13 条（本規約の譲渡等）

甲は、乙の書面による事前の承認なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第 14 条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する乙と甲との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する甲と乙との事前の合意、表明及び了解に優先します。また、本規約に規定のない場合で、契約条項に規定がある場合には当該契約条項の規定が、契約条項の規定が本規約の規定に抵触する場合には、本規約が優先適用されることといたします。

以上

制定・施行日：2020年10月1日

改訂日：2021年9月1日

2023年4月1日